

# くらしの安心情報

情報ファイル NO.68

平成 21 年 7 月 13 日

「資格を取れば、仕事は紹介する」と電話で勧誘され  
通信教育の契約をしたが、合格しても仕事がない！

## 相談内容

【相談者 20代 男性】

資料請求の後、しつこく電話勧誘され、メンタルケアセラピストの通信教育の契約をしました。勧誘時に「資格を取って病院で働いたり、開業したりしている人がいっぱいいる。仕事は紹介する。」と、説明され契約しました。実際に合格すると「それだけでは通用しない、心理療法専門士の資格も必要。」と言われ、仕事の紹介もされません。

## 対処方法

これは、昨今の不況による就職難の折、「受講するだけで資格が取れる」「資格を取れば仕事を紹介する」などと言って、公的資格や民間資格を取得するための講座を受けるよう勧誘する「資格商法」の事例です。

- ・ この商法は、法律で「電話勧誘販売取引」にあたり、クーリング・オフ(契約書面を受け取った日から8日間は無条件で解約できる制度)ができます。
- ・ この事例のように、業者に嘘のことを告げられて契約した場合は、クーリング・オフ期間が過ぎていても、解約できる可能性があります。
- ・ また、受講を勧誘された場合は、資格の内容や講座の費用・支払方法などを調べた上で、自分にとって必要な資格かどうかよく考えましょう。
- ・ 資格を取ったからといって、すぐに仕事があるとは限りません。受講しない場合は、毅然とした態度ではっきりと断りましょう。
- ・ 一人で悩まないで、早めに身近な人や市町村相談窓口、消費生活センターにご相談ください。



仕事を紹介するよ！



発行：くらしの安心ネットとやま (事務局：富山県消費生活センター)

ご相談は...

TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談)

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766-25-2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)